

事業再評価調書 (2回目以降)

事業名		大阪市公共下水道事業（合流式下水道改善事業）	
担当		建設局下水道河川部調整課（連絡先TEL：6615-7594）	
1 再評価理由		国庫補助事業を除く事業で事業再評価した年度から5年間が経過後の年度で継続中のもの（国庫補助事業であったが22年度より交付金化）	
2 事業概要	①所在地	大阪市域（流域関連公共下水道区域除く）	
	②事業目的	合流式下水道は、汚水と雨水を一本の管渠で集水するため、早期に経済的に整備できる一方、比較的強い雨の時には、雨水と汚水が混じった下水が未処理のまま放流されるため、河川水質や公衆衛生の悪化、悪臭やごみの浮遊等の美観上の問題が生じる。 平成15年9月の下水道法施行令改正により、雨天時放流水質基準（生物化学的酸素要求量（BOD）40mg/L以下）と、達成年限（平成35年度末まで）が規定されており、雨天時の基準を達成できるようにするとともに、放流汚濁負荷量を分流式下水道並みにする。	
	③事業内容	雨天時下水活性汚泥処理法（3W処理法）：全12処理場に導入 凝集傾斜板沈殿処理法：1処理場に導入 雨水滞水池：約32万m ³ など	
3 事業の必要性の視点	①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化	大阪市では、「水都大阪水と光のまちづくり構想」を策定し、舟運活性化・水辺の賑わい創出などに取り組んできており、水の回廊を構成する道頓堀川等の市内河川の水質浄化対策が重要となっている。 建設局運営方針において、良好な水環境の創出に向け、27年度までに、合流式の地域で雨天時の基準が達成できるよう改善された割合（合流式下水道改善率）を55.8%としている。	
	②定量的効果の具体的な内容	[効果項目] ・公共用水域の水質保全効果 （合流式下水道において、初期フラッシュ等として流出する晴天時に管路や道路に堆積している汚濁物質・夾雑物等の流出抑制効果） →定量化において、堆積している汚濁物を除去するための費用を便益として代替している。 [受益者] ・大阪市域の下水処理場から放流される公共用水域の利用者 （汚濁物質・夾雑物が公共用水域に流入し悪臭やごみにより美観を損なうことが無くなり、水質が改善され、舟運活性化・水辺の賑わい創出などに寄与することにより、水都大阪にふさわしい都市魅力を享受できる）	
	③費用便益分析	[算出方法] 下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)（平成18年11月 社団法人 日本下水道協会）および同(案)（追補版）（平成20年4月 社団法人 日本下水道協会）に準じて実施（代替費用法） [分析結果] 費用便益比 B/C=6.05 （総便益B：17,673億円、総費用C：2,922億円）	
	④定性的効果の具体的な内容	[効果項目] （1）晴天時の堆積物以外に起因する汚濁物質等の流出抑制効果 （降雨が継続している期間における汚水に起因する汚濁等） [受益者] （1）大阪市域の下水処理場から放流される公共用水域の利用者	
	⑤事業の必要性の評価	費用便益比が1以上と投資効果があり、また法令で定められた基準を下水道事業者の責務として遵守する観点からも必要性は高い。	評価 A～C

4事業の実現見通しの視点		事業開始時点 (平成3年度)	前回評価時点 (平成20年3月)	今回評価時点 (平成25年3月)
	①経過及び完了予定	事業開始年度 平成3年度 事業完了予定 平成35年度	事業開始年度 平成3年度 事業完了予定 平成35年度	事業開始年度 平成3年度 事業完了予定 平成35年度
	②事業規模	—	3 W処理法 全12処理場 凝集傾斜板沈殿 1処理場 雨水滯水池 32万 m ³	3 W処理法 全12処理場 凝集傾斜板沈殿 1処理場 雨水滯水池 32万 m ³
	うち完了分	—	3 W処理法 全12処理場 凝集傾斜板沈殿 1処理場 雨水滯水池 6万 m ³	3 W処理法 全12処理場 凝集傾斜板沈殿 1処理場 雨水滯水池 9万 m ³
	進捗率	—	3 W処理法 100% 凝集傾斜板沈殿 — 雨水滯水池 23% 合流式下水道改善率 47%	3 W処理法 100% 凝集傾斜板沈殿 — 雨水滯水池 28% 合流式下水道改善率 51%
	③総事業費	3, 000億円	2, 000億円	2, 000億円
	うち既投資額	—	650億円	912億円
	進捗率	—	33%	46%
	④事業内容の変更状況とその要因	事業費については、既存ストックを活用した本市独自開発の処理技術を導入等により、一般的な対策手法（貯留施設の整備等）のみで整備した場合と比較し大幅に事業費を低減した。 （前回評価（H20.3時点）までは、公共下水道事業全体を1事業で評価。 施策の効果をより明確に示すため、今回評価より施策別（抜本的浸水対策、合流式下水道改善、高度処理）に分けて評価を実施している。）		
	⑤未着工あるいは事業が長期化している理由	事業全体としては概ね着実に進捗が図られている。		
5事業の優先度の視点の評価	⑥コスト縮減や代替案立案の可能性	これまでに既存施設の有効利用、3 W処理法等の本市独自技術の活用等によるコスト縮減や、運転管理の工夫等による効果の早期発現を図っているが、現在検討中の経営形態の見直しをはじめ、今後も引き続き効率的・効果的な事業実施を行っていく。		
	⑦事業の実現見通しの評価	事業全体としては概ね着実に進捗が図られている。		
6特記事項	平成20年度の再評価の対応方針（大阪市公共下水道事業）は事業継続（B）であり、現在、その方針に沿って概ね計画的に整備を実施している。			評価 B
7対応方針（原案）	「事業継続（評価B）」 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化により、本事業の必要性は変化しておらず、また、法令に基づき下水道事業者がその責務を果たすために当該事業を進めていく必要がある。 事業については概ね着実に進捗しており、完成までの目途はたっている状況である。 以上を総合的に勘案すると、事業継続（評価B）が妥当と判断する。			評価 B